

第7 壁 付 暖 炉

1 用語の定義

壁付暖炉とは、壁に組込み又は壁と一体となって築造されたものをいい、装飾用のもの又は、壁面等の凹部に移動式ストーブ等を入れて使用するものは、壁付暖炉に含まない。なお、移動式ストーブを入れたものは火を使用する器具の規制を受けるものである。

2 条例の運用

条例によるほか次によること。

- (1) 第3章 第1節 第1 (1. (8)、(9)及び(12)を除く。)の規定を準用すること。
- (2) 条例第6条の構造規制は、屋内部分における構造を規制したものであること。
- (3) 条例第6条第1項第2号に例示されているものと同等以上の耐火性能がある構造については、条例第6条の規定に適合しているものとして取り扱って差し支えない。
- (4) 条例第6条第1項第2号で規定する「背面の状況を点検することができる構造」は、同項第1号ただし書きの規定により間隔を保つことを要しない場合には、背面の状況を点検できる構造としなくて差し支えないものであること。
- (5) 煙突等の火源直近側に、降灰防止等のため手動式ダンパーを設ける場合があるが、閉鎖して使用すると火災発生の恐れがあるため設置しないこと。